

東京都市公平委員会共同設置規約の変更について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 4 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定による。

東京都市公平委員会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 2 項の規定により、東京都市公平委員会共同設置規約を次のとおり変更する。

東京都市公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約

東京都市公平委員会共同設置規約（昭和四十二年四月一日規約第一号）の一部を次のように変更する。

別表中「東京都六市競艇事業組合」を「東京都六市ボートレース事業組合」に、「東京都四市競艇事業組合」を「東京都四市ボートレース事業組合」に改める。

附 則

この規約は、東京都知事へ届出の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。

(参 考)

東京都市公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約

新旧対照表

変更後	変更前
別表 立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、小平・村山・大和衛生組合、東京都十一市競輪事業組合、<u>東京都六市ボートレース事業組合、東京都四市ボートレース事業組合、南多摩斎場組合、立川・昭島・国立聖苑組合、ふじみ衛生組合、浅川清流環境組合、東京たま広域資源循環組合、東京市町村総合事務組合</u> <u>附 則</u> <u>この規約は、東京都知事へ届出の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。</u>	別表 立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、小平・村山・大和衛生組合、東京都十一市競輪事業組合、<u>東京都六市競艇事業組合、東京都四市競艇事業組合、南多摩斎場組合、立川・昭島・国立聖苑組合、ふじみ衛生組合、浅川清流環境組合、東京たま広域資源循環組合、東京市町村総合事務組合</u>